(目的)

- 第1条 この要綱は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号) 第20条の規定により、スポーツの健全な普及発展に貢献し、 もって千葉市のスポーツの振興に顕著な功績をあげた者及び 団体を顕彰し、スポーツ振興に寄与することを目的とする。 (顕彰の対象者)
- 第2条 千葉市のスポーツ振興に顕著な功績をあげた者及び団体の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して、対象者とする。
 - (1) 千葉市民、千葉市に職場をもつ者、千葉市内の団体であること。
 - (2) 千葉市内の地域社会において引き続いて5年以上スポーツ 活動(レクリエーション活動も含む)の普及奨励のための企 画や指導に率先てい身し功績顕著であること。
 - (3) 対象者の人数は、別表に掲げるとおりとする。

(被顕彰者の決定)

第3条被顕彰者は、千葉市長が決定する。

附 則

この要綱は平成24年5月1日から施行する。 附 則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。